



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	<国際共同研究>東アジア文化と近代法：日本と韓国の比較研究を通じて(九)：はしがき
Author(s)	日韓比較法文化研究会
Description	資料
Citation	北大法学論集, 50(2), 63-70
Issue Date	1999-07
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/27955">https://hdl.handle.net/2115/27955</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(2)_P63-70.pdf



資  
料

〈国際共同研究〉

# 東アジア文化と近代法

—日本と韓国の比較研究を通じて— (九)

日韓比較法文化研究会

はしがき  
目次

報告一 韓国における国と地方自治団体の関係  
報告二 大競争時代における韓国競争政策  
報告三 韓国独占規制法における課徴金制度

趙 文富 (韓国・済州大学校)  
中山 武憲 (名古屋経済大学)  
洪 復基 (韓国・延世大学校) / 中山 武憲 訳

今回、まず報告一として、趙文富教授の「韓国における法と地方自治団体の関係」を掲載するが、趙教授は、我々のプロジェクトの構成メンバーではなく、いわば来賓として我々の研究会にご参加いただき、法哲学班と経済法班の合同研究会において、特別にご報告を頂いた。韓国の地方分権化の動向に、比較法文化研究の立場から関心を寄せるわれわれの希望に答えていたためである。そこで、このご報告に感謝する意味を込めて、今井がやや立ち入った紹介の文章を、この「はしがき」欄に書かせていただくことにした（一から三まで）。報告二と報告三については、慣例に従った記事として、稗貫が執筆した（はしがきの四）。

一、今回紹介する第一論文は、韓国の代表的行政法学者であり、現在、済州大学総長の職にある趙文富教授の論文「韓国における国と地方自治団体の関係」である。

趙文富教授は、一九三五年、韓国済州道に生まれ、一九五九年、ソウル大学校法科大学行政学科を卒業、一九六三年韓国国立済州大学校法科大学講師に就任、その後、同助教授を経て一

九八二年同教授。その間、東京大学法学部客員研究員（一九八〇—一九八一、一九八二—一九八四）および国際基督教大学招聘研究員（一九八二—一九八三）などとしての滞日経験がある。主要著書として、『法と公害』（共著）、『韓国地方自治論』（共著）、『韓国と日本の予算過程』——いずれも韓国語——および日本語の著作として『予算決定過程の構造と機能』（良書普及会 一九九六）がある。

本報告は、一九九八年七月二日北大法学部大会議室で行われたわれわれの研究プロジェクトの法哲学班と経済法班の合同研究会において、日本語で行われた。また、当日、日本語のレジュメも配布されたが、今回、この欄に掲載するにあたって、文章をより明確なものにするためにその限りで、今井と岡克彦が若干の補正を行ったことを付記しておく。

二、本論文は、韓国の地方分権化の現状を広大な観点から眺望した重厚な論稿であるが、その内容については、私自身、行政法を専門とするものではなく、この論文の固有に行政法上の意義づけや評価をなしうる立場にない全くの素人である。そこで、この点での評価はその有資格者に委ね、私としては、韓の比較法文化論的な観点から、本論文で興味深く感じられた

点を、いくつか述べておくこととしたい。

韓国が地方分権化の試みに乗り出したこと、またそこに見られる具体的内容と問題点は、論文で示されているとおりであるが、この韓国の試みは、われわれ日本人から見ても、大きな興味の対象たりうるものである。というのは、日本においても、現在、並行的に地方分権化が進められているが、日本と韓国とは、ともに東アジア文化圏に属し、その意味で共通点の少なくない文化をもちながら、以下の諸点において特徴的な差異を有している。そして、それらの差異が分権化の帰趨にどのように表現されるかは、日韓の比較法文化的な観点からは、まことに重要な意味をもつであろうことが予想されるからである。

さて、それでは、日本と韓国との特徴的な差異とは、どのようなものであろうか。

①まず第一に挙げられるべきは、日韓は、一九世紀中葉に等しく欧米列強と遭遇しそれへの対応を強要されたが、その後両国は、全く異なった歴史的経緯を辿ったという点であろう。

日本は、その後、「緊急権国家」としての「明治国家」の構築に成功した。そればかりか、直ちに欧米列強の対外政策を模倣し、韓国(李氏朝鮮)に開国と不平等条約の締結を強要させた。その後、「脱亜入欧」し、韓国(李氏朝鮮)を自らの植

民地としていくわけだが、この経緯については、あらためていうまでもないところであろう。

\*この「緊急権国家」の意味については、さしあたり今井弘道・井上達夫・森際康友編「変容するアジアの法と哲学」(有斐閣 一九九九)所収の今井論文を参照願いたい。

その日本は、第二次大戦における敗戦の結果、脱「緊急権国家」化され、新憲法の下、いわゆる「戦後民主主義」の路線を進むことになった。だがその時、朝鮮半島は、南北に分断され、朝鮮戦争を経て、三八度線で対峙する分断国家となった。そして、冷戦構造の中で、西のベルリンと並ぶ東の一大焦点となり、「緊急権国家」として、また一九六〇年代以降は、そのコロラリーとしての「開発独裁体制」をもつ国家として、恒常的な軍事的緊張の中におかれてきた。現在、グローバルなレヴェルでの冷戦構造は解体され、例えば東西ドイツは融和・統一されるに至ったが、三八度線をはさむ緊張が消失したわけではないことは、いうまでもないところである。このような状況の中で、韓国の民主化への歩みがきわめて苦渋に充ちたものとなったこと、また依然として大きな困難が存在しつづけていることも、周知

の通りである。

このような事情について、趙教授は、例えば、ある個所で、次のように言っている。一九八〇年代の中頃からの学生の民主化運動に、教授たちの支持声明、在野政治家の民主化運動、宗教界からの多数の支持態度および勤労者の労働運動、これに対する国民多数の支持などが合流し、第五共和国末期に、地方自治の実施を含めた民主化宣言（六・二九宣言）がなされた。それを受けて、第六共和国末期の一九九一年に地方議会が構成され、地方自治の一步が踏み出された。このような経緯が背景にあるという意味で、戦時の中央権力の必要により実施された一九五二年当時の地方自治とは違って、今日の地方自治への要求は、より成熟した国民の民主化意識を背景としている。

しかし、そうはいつても、その国民の民主化意識には、ふたつの側面で、依然として問題点があるといわなければならない。第一に、進歩的、左傾的な意識。第二に、中央権力への依存的保守主義的傾向である。前者は社会主義志向とイデオロギーを超越した民族主義的な統一欲求に由来している。後者は、反共イデオロギー的な国家主義に発し、無批判的に権力の現実に安住してきた惰性にその基盤を見出している。そして、その両者は、絶対的名分論——社会主義や民族主義、あるいは国家主

義——に立脚する権力志向主義という点で、同質の反民主主義的欠陥をもっている。つまり、現代の韓国においては、なるほど民主的意識は漸次成熟しつつあるものの、「緊急権国家」的「開発独裁体制」的遺産に、客観的な面においてだけでなく、主體的な面においても、依然として悩まされ続けている、というわけである。良きにつけ悪きにつけ「一国平和主義」を享受しえた日本とは、今にいたってなお、対蹠的である、といえよう。

②次に、韓国は、いわば地方分権の歴史をもたない、一貫した中央集権体制の国でありつづけてきたという、趙教授が本論文でなんとか繰り返し指摘している事情がある。この点に立ち入って論じはじめればキリがなくなるので、重要な論点ながらここではこの指摘にとどめておくが、この点も、やはり、歴史上かなり長期の時期にわたって封建制をもった日本と対照的であるといっておかなければならないであろう。

③三番目に、日韓の間には、家族制度上の差異およびそれとの関連で生じてくる「集団主義」の現れ方の違いがある。韓国の家族制度は、父系血統に対する宗教的意味づけをイデオロギー的基礎として成立しており、そのイデオロギーと制度とが依然として大きな実効性を有している。だが、日本では、外見上は、

父系血統に対する意味づけは一部残存しているとはいえ、そこで成立している「家族主義的集団主義」は、父系血統に対する宗教的意味づけよりも、寧ろその機能性によって、またその機能性の保持のために、維持されてきたということが出来る。韓国では、未だに異姓養子が、父系血統を混濁させる反道徳的なものとして忌避されているが、日本の家族制度の中では、まさにその異姓養子が、家族主義的集団の機能性を維持するための人材登用システムとして機能してきたことに、その差異が劇的な形で表現されている。家元制度や親子分子分関係にはじまつて会社主義にまで至る、機能性を志向する疑似的家族主義が日本文化の中で大きな比重を占めていることも、そのあらわれの一端だと見ておいてよいであろう。

このような韓国の家族制度は、韓国にとつては、単に家族という一生活領域における問題であるというよりは、いわば「国体論」的な意味をもっている、といつて過言ではない。そして、そのようなイデオロギーが、依然として大きな社会的支配力を有しており、それが、現代の韓国の政治文化・法文化をも大きく制約しているわけであるが、更にそこに、次に示す事情が加さなつて、問題の深刻さを増幅させている、ということが出来るであろう。

④市民社会の十分な発達を見なかつた東アジアにおいては、「修身齊家治國平天下」という言葉に象徴されているように、「家」と「国家」とが連続性において了解される傾向が顕著である(このことは、逆に、ヘーゲル『法哲学』における、へ家族・市民社会・国家」というトリアードによって近代社会が構成されているという理解を借りていえば、へ市民社会」の領域が独自の存在を表すことがなかつた、民間社会は、civil societyとしてではなく、むしろ地縁・血縁・学縁などの、「縁」原理によって編成されてきた、ということが出来る)。それと、上記③で示したような父系血統にまつわるイデオロギー的事情とが相俟つて、「国家」が「家」とのアナロジーにおいて理解される傾向が顕著なものとして維持されたのである。この傾向は、儒教原理主義的な傾向をもつ韓国文化において、最も鮮明に表現された。

儒教では、一般に「政府の役割は、父が自分の家族の面倒をみるような仕方、人々の安全と繁栄を充分に確保すること」にあると考えられる。そこに、韓国の伝統文化が中央集権体制と親和的である根拠があるといえよう——このことは、趙論文においても随所で指摘されている——が、韓国で人口に膾炙している「王、師、父は一つのもの」ということわざが成立

する根拠も、やはりここにある。この「王、師、父」の三者のうち、もつとも根源的な意味をもつのは、上述したところからして当然のことであるが、「父」である。「王」と「師」とは、「父」とアナロジカルな存在として、従っていわば「父」から派生した概念として、それと並べられているにすぎない。このことは、天皇制とそれに適応すべく改作された日本的・「教育勅語」的「儒教」を儒教そのものと観念しがちな我々日本人にはやや意外な感を与える所でもあるが、それはともかく、この「王、師、父は一つのもの」という諺には、韓国文化の「根強い家族主義的傾向」が象徴されているということができよう（上述した「縁」原理もこのことと無縁ではないであろう）。

こうして「父」からの派生態と理解される「王」あるいは「政府」観念は、文字通り「父権主義的統治」とか、「權威主義」、「慈善的独裁制」と呼ばれるべきもののイデオロギー的基盤となっていく。このような国家観・政府観は、まさしく文字通り、きわめてパターナリスティックなものであることも、あらためていうまでもない（以上については、上掲「変容するアジアの法と哲学」所収、威在鳳論文参照）。

三、韓国において、地方分権を実現しようとしていくという

ことは、以上で示したような文化的伝統やそれがもたらす諸問題と真つ向から対決していくことを意味している。趙教授が、「韓国は、地方自治の発展に不利な背景と与件を抱えている」というとき、おそらくその脳裏には、このような種々の事情が思い浮かべられているのである。本論文で、趙教授は、法的・技術的次元の論点に触れるだけでなく、我々日本人の感覚からすれば論文の統一性を危険にする冒険をあえてしてはい得るほどに、実にさまざまな歴史的・社会的・政治的論点に踏み込んでいるが、そのことも、実は、韓国の法文化の根幹に関わる上述のような諸問題を、本論文のテーマは、避け難く含み込んでいる結果なのである。

しかも、①の論点に再び送り返されていくことになるのだが、趙教授は、「中央集権主義体制」の下で「物量的経済」だけが「急成長させ」られてきたという事情が、「今日、政治・経済・社会および文化の各分野」で、「様々な問題点」をあらためて「露呈」させてきていると指摘しているように、伝統的文化が時論的次元の問題として、中央集権的政治体制と経済発展主義との絡み合いの中で、さまざまな形で噴出しつつあることを、批判的に見つけている。

趙教授によれば、いまや、「この体制」とそれに対応する

「価値観」・「意識構造」は、半世紀を過ぎて、完全に硬化するに至った。「中央集権主義体制あるいは行政主導型の発展は、その限界を露呈するようになった」。趙教授の観点からすれば、まさしく「地方自治の発展は、このような矛盾を是正することを必須の課題として登場」したのであった。かくして、「地方自治の発展」に対しては、「単純に、地方自治それ自体」に限られない「あらゆる分野にわたった病弊」の「是正」を可能にするものとして期待され、「さらに、社会の健全化と活性化の原動力となりうるものと期待され」ている、というわけである。このようなことを念頭においてこの論文を見れば、きわめて専門的な行政法学的・行政学的な議論の中にも、このような事情に対する趙教授の熱い問題意識が強く脈打っていることが感得されるはずである。そしてそこにわれわれは、伝統文化と民主主義という大きな問題に、専門分野を通して格闘する趙教授の息吹を感じることができるのである。

しかし、この問題は、単に韓国の問題にとどまるわけではない。それは、或る意味では日本の問題でもある。しかし、ここでこの問題を真正面から扱うわけにはいかない。そこで、ここでは比喩的に事態を語っておこう。

西洋人はナイフとフォークを使って肉やパンを食べるが、日

本人は箸でご飯を食べる、こういえば、日本人の特徴が表現できると思っている日本人が多い。だが、韓国人にいわせれば、それだけでは日本人の特徴は明らかにならない。だが、多くの日本人は、その迂闊さに気づかない。それは、日本人が、韓国のことを積極的に知ろうとはしないから、韓国人も箸でご飯を食べることさえ十分には知らないからだ。最も近い文化との比較の中では、もう一歩踏み込んで、どのような箸でどのようにご飯を食べるのかを示さないと、日本人の具体的な特徴を示したことはない、というわけである。しかし、そこに踏み込んだとき、われわれは、西洋人はナイフとフォークを使って肉やパンを食べるが、日本人は箸でご飯を食べるといったものよりは数等深い自己認識に達することができる。

これは、或る韓国人学者の日本論における有名な指摘を私なりに言い直したものが、この話は、日韓比較法文化を研究することがどのような意味をもっているのかを考える場合に、大きな示唆を含んでいる。西欧と日本の二極的対比だけでは、事態は明らかに不十分なのである。

この意味において、本論文は、比較法文化論的観点から見た日韓比較文化論上の問題の所在の有益なヒントにもなっている。

資料

われわれはここから、さまざまな研究の糸口を引き出すことができるのである。このことを肝に銘じ、趙教授の本来的専攻に踏み込んで本論文を論じえなかつた私の失礼をお詫びし、多くのご教示を頂いたことに感謝しながら、つたない紹介に代えた。

(文責 今井弘道)

四、一九九八年七月二二日の午前と午後にはわたり、北海道大学のファカルティハウス・エンレイソウで、経済法班の日韓合同研究会が行われた。午前の会議では、日本側からは、北海道大学法学部教授の向田直範氏が、「日本の独占禁止法の現状——公正取引委員会の組織強化のための改正と持株会社解禁の改正——」というテーマで、日本の独占禁止法の最新の動向とその意義が報告された。活発な質疑応答が行われた後、休憩に入った。午後の会議では、日本側から、名古屋経済大学教授の中山憲武氏が、「大競争時代における韓国競争政策」というテーマの報告を行い、質疑討論が行われた。韓国の最近の独占禁止政策の動向を日本側から分析する中山氏の報告は韓国の研究者からとくに強い関心を呼び、活発な議論が行われた。

一九九八年一〇月二八日の午後には、韓国ソウルの延世大学校

のアレン・ホールにおいて、経済法班の日韓合同研究会が行われた。今回より、北海道大学法学部より中川寛子助教が新たに参加した。韓国側から延世大学校教授の洪復基氏が「韓国独占禁止法における課徴金制度」と題する報告を行い、質疑応答が行われた。違反行為全般に裁量的に課徴金を徴収するE.U型の課徴金制度の運用例が多数紹介され、その運用の実態について日本の研究者から質問が集中した。予定時間を大幅に過ぎて終了した。日本側から予定していた、北海道大学法学部の裨貫俊文「戦後の対日直接投資と競争政策」と題する報告は、資料配布に止め、次回の研究会で報告することにした。

今回は、これらの報告のうちで、韓国の独占禁止法の最新の動向とその評価を中心にした報告、中山憲武「大競争時代における韓国競争政策」と洪復基「韓国独占禁止法における課徴金制度」のふたつの報告を掲載することにした。

(文責 裨貫俊文)